

伝統工芸体験魅力発信事業費 補助金のお知らせ

「伝統工芸の体験メニュー」の新規商品化やブラッシュアップについて、経費の一部を助成いたします。

このような取り組みを支援します。

補助対象者	補助対象事業・補助対象経費	補助率	補助限度額
本県の伝統工芸品の製造、販売、魅力の発信に取り組む県内企業	・ 専門家への謝金、旅費 ・ 開発にかかる原材料や工具器具・備品の購入 ・ DVD、パンフレット、ホームページ等のPRツールの作成 ・ 外国人向けパンフレット等の翻訳 ・ その他、伝統工芸品の製作体験メニューの商品化・ブラッシュアップのために必要と認められる経費（人件費は除く）	1/2以内	100千円

※助成対象は職人がいる工房や事業所における製作体験とします。

※1事業所あたり2つ以上の製作体験メニューを用意してください。できれば、うち1つは高額なメニューとしてください。

※予約は原則、体験の前日又は当日受けることができることとしてください。

※利益が出る料金を設定してください。

※体験メニューが完成した後、旅行会社（（公社）とやま観光推進機構等）やホームページで着地型旅行商品としてPRします。

※外国人にも対応できるよう、英語対応の説明書、表示を作成してください。

※対象事業は、交付決定の日から平成29年8月までの期間に着手・完成する事業とします。

※事業の実施は正式な交付決定がなされた後に行っていただき、年度内に完了していただくこととなります。

※補助金の支払いは、補助対象経費の支出確認後になりますので、先に資金手当てが必要です。

※補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。

申請方法

申請要領に基づき、申請書類を作成のうえ、下記申請先へ郵送又は持参してください。

- 申請書類 補助金交付申請書（様式第1号）
事業計画書（様式第2号）
収支予算書（様式第3号）
その他参考となる資料（見積書、購入物品や工事の仕様書、現況写真等）

※申請要領・申請様式は県の観光課のホームページからダウンロードできます。

○申請締切 **平成29年4月24日（月）必着**

○補助事業の決定 平成29年4月下旬予定

※事業実施による体験メニューの集客効果や魅力創出効果等について審査を行い、助成事業を決定します。

申請・お問合せはこちらまで

富山県 商工労働部 経営支援課（〒930-8501 住所不要）

TEL 076-444-3249

FAX 076-444-4402